

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし			該当なし	
実績合計額		0円	減額総額	0円

【残額】

(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 5,000億円

(発行残高の上限を記載した場合) 該当なし

【残高】

(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) 該当なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

- 注(1) 文脈上別段要求されない限り、本文中、「発行者」または「韓国」とあるのは、文脈により「本債券」の発行者としての大韓民国を指すものとし、「政府」とあるのは大韓民国政府を指すものとする。
- (2) 別段の記載がない限り、すべての金額は大韓民国ウォン建で表示されている。本文中、別段の記載がない限り、「ウォン」とは大韓民国の法定通貨を指し、また「米ドル」または「ドル」とはアメリカ合衆国の法定通貨を指すものとする。参考までに、2025年10月22日現在株式会社三菱UFJ銀行が建値した対顧客電信売相場は、100ウォン＝10.82円および1米ドル＝152.71円であった。
- (3) 韓国の会計年度は、暦年と一致する。2024年12月31日に終了した会計年度は2024年と表示し、他の会計年度についても同様に表示する。

第一部【証券情報】

第1【募集債券に関する基本事項】

本「第1 募集債券に関する基本事項」には4本の別回号の債券についての記載がなされている。一定の記載事項について、第5回大韓民国円貨債券(2025)(以下「第5回円貨債券」という。)、第6回大韓民国円貨債券(2025)(以下「第6回円貨債券」という。)、第7回大韓民国円貨債券(2025)(以下「第7回円貨債券」という。)および第8回大韓民国円貨債券(2025)(以下「第8回円貨債券」という。)の4本の債券ごとに異なる取扱いがなされる場合、または各回号の債券ごとに別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合には各回号の債券ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、<第5回円貨債券>、<第6回円貨債券>、<第7回円貨債券>および<第8回円貨債券>の見出しの下に記載された「本債券」、「債券の要項」、「共同主幹事会社」および「財務代理人」という用語は、それぞれ第5回円貨債券、第6回円貨債券、第7回円貨債券および第8回円貨債券にかかる用語を指し、いずれかの回号の債券に関する記載において他の箇所の記載内容に言及する場合は当該回号の債券に関する関係見出しの下に記載される内容を指す。各回号の債券の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、各回号の債券に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これら4本の債券、各回号の債券の債権者、各回号にかかる債券の要項、各回号の共同主幹事会社および各回号の財務代理人は単に、それぞれ「本債券」、「本債権者」、「債券の要項」、「共同主幹事会社」および「財務代理人」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの債券が同一回号の債券を構成することを意味するものではないことに留意されたい。いずれかの回号の債券の債権者は、かかる債権者が保有する当該回号の債券に基づく権利のみを有する。

1【発行主体】

大韓民国の企画財政部長官は、大韓民国の外国為替取引法（以下「外国為替取引法」という。）および大韓民国の国債法（以下「国債法」という。）に基づき、同国国会の承認を得て、韓国に代わって外国為替平衡基金債券（以下「外平債」という。）を発行することができる。国会は2025年7月4日、韓国による2025会計年度における最大35億米ドルの外平債の発行を承認する法案を可決した。本債券は、外国為替取引法および国債法に従った上記の国会による承認に基づき、韓国に代わって企画財政部長官によって発行される。

本債券の発行純手取金は、外国為替取引法に基づき設定および管理される外国為替平衡基金の一部となり、外国為替平衡基金は同法に定められた目的にのみ使用することができる。手取金の使用用途の詳細については、下記「第3 資金調達の目的及び手取金の使途」を参照のこと。

外国為替取引法に基づき、韓国は大韓民国の国家財政法（以下「国家財政法」という。）に定められた手続に従い、政府一般会計の純予算剰余金を利用して外平債の利息を支払うことができる。一般会計の純予算剰余金により支払うことができる額は、外平債から発生する利息を除く外国為替平衡基金の運用により生じた損益を当該利息に加算または減算して算出した金額を限度とする。

国家財政法上の純予算剰余金とは、各年度の実際の歳入歳出決算における剰余金から、同法に基づく翌年度の支出に繰越す歳出予算およびその他の法律に基づく控除額を控除した残高と定義されている。国家財政法に基づき、(1)純予算剰余金は、地方交付税法および地方教育財政交付金法に基づく交付金の精算に充てることができる、(2)上記(1)により支出した金額を除いた純予算剰余金の少なくとも30%以上を公的資金償還基金法に基づく公的資金償還基金に優先的に拠出しなければならない、(3)上記(1)および(2)のために支出または拠出した金額を除いた純予算剰余金の少なくとも30%以上を、()国債（外平債を含む。）もしくは借入金の元利金、()国家賠償法により確定した国家賠償金、()公共資金管理基金法に基づく公共資金管理基金の融資勘定の借入金(預り金を含む。)の元利金、および()その他に他の法律により政府が負担する債務を返済するために優先的に使用しなければならない、(4)上記(1)から(3)に支出または拠出した金額を除いた純予算剰余金は追加補正予算案の編成に使用することができる。上記の純予算剰余金は、その純予算剰余金が発生した次の年度まで、その会計の歳出予算にかかわらず、閣僚会議の審議を経て大統領の承認を得て（すなわち、国会によるさらなる承認を得ることなく）、これを支出または拠出することができる。

外国為替平衡基金への積立て、その運用および管理ならびに外平債の発行に関する詳細事項は、外国為替取引法施行令第25条ないし第28条に規定される。

2【募集要項】

< 第 5 回円貨債券 >

債券の名称	第 5 回大韓民国円貨債券（2025）		
記名・無記名の別	該当なし（注）	債券の金額の総額	70億円
各債券の金額	1 億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価額の総額	70億円	利率	年1.065%
償還期限	2027年10月29日	申込期間	2025年10月23日
申込証拠金	なし	払込期日	2025年10月30日
申込取扱場所	別項記載の共同主幹事会社の日本における本店および各支店		

（注）本債券は、日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）の規定に服するものとする。機構（下記「振替機関」に定義する。）は、その社債等の振替に関する業務に関連して振替法に基づいて定められる機構の業務規程、その施行規則および業務処理要領等（かかる業務規程、その施行規則および業務処理要領等を以下「機構の業務規程」と総称する。）に従って本債券の振替機関（振替法において定義される。）として行為し、本債券は機構の業務規程に服するものとする。

< 第 6 回円貨債券 >

債券の名称	第 6 回大韓民国円貨債券（2025）		
記名・無記名の別	該当なし（注）	債券の金額の総額	430億円
各債券の金額	1 億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価額の総額	430億円	利率	年1.208%
償還期限	2028年10月30日	申込期間	2025年10月23日
申込証拠金	なし	払込期日	2025年10月30日
申込取扱場所	別項記載の共同主幹事会社の日本における本店および各支店		

（注）本債券は、日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）の規定に服するものとする。機構（下記「振替機関」に定義する。）は、その社債等の振替に関する業務に関連して振替法に基づいて定められる機構の業務規程、その施行規則および業務処理要領等（かかる業務規程、その施行規則および業務処理要領等を以下「機構の業務規程」と総称する。）に従って本債券の振替機関（振替法において定義される。）として行為し、本債券は機構の業務規程に服するものとする。

< 第 7 回円貨債券 >

債券の名称	第 7 回大韓民国円貨債券（2025）		
記名・無記名の別	該当なし（注）	債券の金額の総額	300億円
各債券の金額	1 億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価額の総額	300億円	利率	年1.457%
償還期限	2031年 1 月30日	申込期間	2025年10月23日
申込証拠金	なし	払込期日	2025年10月30日
申込取扱場所	別項記載の共同主幹事会社の日本における本店および各支店		

（注）本債券は、日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）の規定に服するものとする。機構（下記「振替機関」に定義する。）は、その社債等の振替に関する業務に関連して振替法に基づいて定められる機構の業務規程、その施行規則および業務処理要領等（かかる業務規程、その施行規則および業務処理要領等を以下「機構の業務規程」と総称する。）に従って本債券の振替機関（振替法において定義される。）として行為し、本債券は機構の業務規程に服するものとする。

< 第 8 回円貨債券 >

債券の名称	第 8 回大韓民国円貨債券（2025）		
記名・無記名の別	該当なし（注）	債券の金額の総額	300億円
各債券の金額	1 億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価額の総額	300億円	利率	年1.919%
償還期限	2035年10月30日	申込期間	2025年10月23日
申込証拠金	なし	払込期日	2025年10月30日
申込取扱場所	別項記載の共同主幹事会社の日本における本店および各支店		

（注）本債券は、日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）の規定に服するものとする。機構（下記「振替機関」に定義する。）は、その社債等の振替に関する業務に関連して振替法に基づいて定められる機構の業務規程、その施行規則および業務処理要領等（かかる業務規程、その施行規則および業務処理要領等を以下「機構の業務規程」と総称する。）に従って本債券の振替機関（振替法において定義される。）として行為し、本債券は機構の業務規程に服するものとする。

引受けの契約の内容

< 第 5 回円貨債券 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」という。)		引受額 (百万円)
会社名	住所	
BofA証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 4 番 1 号	共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番 1 号	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号	
合計		7,000

元引受けの条件

本債券の発行総額は、韓国と共同主幹事会社との間で2025年10月23日に調印された元引受契約に従い、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。共同主幹事会社に対して支払われる本債券に関する幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、本債券の総額の0.1435%に相当する金額である。

< 第 6 回円貨債券 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」という。)		引受額 (百万円)
会社名	住所	
BofA証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 4 番 1 号	共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番 1 号	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号	
合計		43,000

元引受けの条件

本債券の発行総額は、韓国と共同主幹事会社との間で2025年10月23日に調印された元引受契約に従い、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。共同主幹事会社に対して支払われる本債券に関する幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、本債券の総額の0.1435%に相当する金額である。

< 第 7 回円貨債券 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」という。)		引受額 (百万円)
会社名	住所	
BofA証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 4 番 1 号	共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番 1 号	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号	
合計		30,000

元引受けの条件

本債券の発行総額は、韓国と共同主幹事会社との間で2025年10月23日に調印された元引受契約に従い、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。共同主幹事会社に対して支払われる本債券に関する幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、本債券の総額の0.1435%に相当する金額である。

< 第 8 回円貨債券 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」という。)		引受額 (百万円)
会社名	住所	
BofA証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 4 番 1 号	共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番 1 号	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号	
合計		30,000

元引受けの条件

本債券の発行総額は、韓国と共同主幹事会社との間で2025年10月23日に調印された元引受契約に従い、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。共同主幹事会社に対して支払われる本債券に関する幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、本債券の総額の0.1435%に相当する金額である。

債券の管理会社

本債券に関して、債券の管理会社は設置されない。

財務代理人

韓国は、本債券に関する一定の管理業務を日本における本債券の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「財務代理人」と総称する。文脈上別異に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）に委託する。財務代理人の義務および職務は、本債券の要項（以下「債券の要項」という。）および韓国と財務代理人との間で2025年10月23日に調印された財務および発行・支払代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに機構の業務規程に規定される。かかる職務の一部は、下記「7 債券の管理会社の職務 - 財務代理人の職務」に記載されている。

財務代理人は下記のとおりである。

財務代理人の名称	住所
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

韓国は、随時、財務代理人を変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が有効に任命されるまで在職する（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が機構の業務規程に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）。かかる場合、韓国は、下記「11 公告の方法」に従って、本債券の債権者（以下「本債権者」という。）に対して財務代理人の変更を事前に公告する。

機構が、財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取消し、韓国がかかる取消の通知を受けた場合、韓国は遅滞なく当該指定を受けている後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人を任命し、かかる旨を下記「11 公告の方法」に従って、本債権者に対して公告する。

後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、上記2段落に記載されたその任命の効力発生日をもって、従前の財務代理人の地位を承継し、これと交替し、債券の要項、財務代理契約および機構の業務規程に定めるその義務および職務を履行する。

振替機関

本債券の振替機関は下記のとおりである。

振替機関の名称	住所
株式会社証券保管振替機構 （以下「機構」という。）	東京都中央区日本橋兜町7番1号

本書第一部において、機構を指称する場合はすべて、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関を含むものとみなされる。

財務上の特約

担保設定制限条項については、下記「6 担保又は保証に関する事項 - (2)担保設定制限」を参照のこと。

その他

登録信用格付業者による信用格付

発行者は、本債券に関して、発行者の依頼により、日本国金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）を取得していない。

無登録格付業者による信用格付

発行者は、本債券に関し、ムーディーズ・レーティングス（以下「ムーディーズ」という。）、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）およびフィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）（これらはいずれも信用格付業者として登録されていない。これら3格付業者を、以下「無登録格付業者」という。）に対して格付の付与を依頼しており、かかる格付は本債券の発行条件の決定後に付与される予定である。

（注）無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

発行者は、本書提出日（2025年10月23日）現在、ムーディーズからAa2の長期発行体格付（外貨建）を、S&PからAAの発行体格付（外貨建長期格付）を、またフィッチからAA-の外貨建長期発行体デフォルト格付を、それぞれ付与されている。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）を有しており、ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、上記信用格付業者それぞれの特定期間関係法人（金商業等府令第116条の3第2項に定義される。）である。ムーディーズ、S&Pおよびフィッチそれぞれの信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されている（ ）ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（<https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news>）の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、（ ）S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>）の「ライブラリ・規制関連」欄の「無登録格付け」をクリックした後に表示されるページに掲載されている「無登録格付け情報」（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」および（ ）フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.com/ja/region/japan>）の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」をクリックした後に表示されるページに掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

3【利息支払の方法】

<第5回円貨債券>

本債券の未償還残高には、上記「2 募集要項 - <第5回円貨債券> - 利率」に定める利率（年利）で利息が付される。

本債券の利息は2025年10月31日（当日を含む。）からこれを付し、毎年4月30日および10月30日の年2回、おのおのその日（当日を含む。）までの6カ月分を日本円で後払いする。ただし、最終の利息は、2027年5月1日（その日を含む。）から2027年10月29日（その日を含む。）までの期間について、2027年10月29日に支払われる。かかる6カ月以外の期間の利息は、年365日の日割計算により、当該期間中の実日数につきこれを支払う。

本債券の利息は、償還後はこれを付さない。ただし、韓国が償還期日に債券の要項に従った本債券のいずれかの償還を怠ったときは、当該償還期日（当日を含まない。）からかかる本債券の償還が実際に行われる日（当日を含む。）までの期間中の実日数につき、本債券の未償還残高について上記「2 募集要項 - <第5回円貨債券> - 利率」に定める利率による利息（年365日の日割計算による。）を日本円で支払う。しかしながら、その期間は、財務代理人（機構の業務規程における支払代理人の資格において行為する。）が、その受領した本債券全額の償還のための必要資金を関係する機構加入者（機構の業務規程において定義されるもので、以下「機構加入者」という。）に配分する日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が機構の業務規程のもとで実行可能でない場合は、当該期間は財務代理人が下記「5 元利金支払場所」に従い公告を行った日から起算して14日を超えない。

<第6回円貨債券>

本債券の未償還残高には、上記「2 募集要項 - <第6回円貨債券> - 利率」に定める利率（年利）で利息が付される。

本債券の利息は2025年10月31日（当日を含む。）からこれを付し、毎年4月30日および10月30日の年2回、おのおのその日（当日を含む。）までの6カ月分を日本円で後払いする。かかる6カ月以外の期間の利息は、年365日の日割計算により、当該期間中の実日数につきこれを支払う。

本債券の利息は、償還後はこれを付さない。ただし、韓国が償還期日に債券の要項に従った本債券のいずれかの償還を怠ったときは、当該償還期日（当日を含まない。）からかかる本債券の償還が実際に行われる日（当日を含む。）までの期間中の実日数につき、本債券の未償還残高について上記「2 募集要項 - <第6回円貨債券> - 利率」に定める利率による利息（年365日の日割計算による。）を日本円で支払う。しかしながら、その期間は、財務代理人（機構の業務規程における支払代理人の資格において行為する。）が、その受領した本債券全額の償還のための必要資金を関係する機構加入者（機構の業務規程において定義されるもので、以下「機構加入者」という。）に配分する日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が機構の業務規程のもとで実行可能でない場合は、当該期間は財務代理人が下記「5 元利金支払場所」に従い公告を行った日から起算して14日を超えない。

<第7回円貨債券>

本債券の未償還残高には、上記「2 募集要項 - <第7回円貨債券> - 利率」に定める利率（年利）で利息が付される。

本債券の利息は2025年10月31日（当日を含む。）からこれを付し、毎年4月30日および10月30日の年2回、おのおのその日（当日を含む。）までの6カ月分を日本円で後払いする。ただし、最終の利息は、2030年10月31日（その日を含む。）から2031年1月30日（その日を含む。）までの期間について、2031年1月30日に支払われる。かかる6カ月以外の期間の利息は、年365日の日割計算により、当該期間中の実日数につきこれを支払う。

本債券の利息は、償還後はこれを付さない。ただし、韓国が償還期日に債券の要項に従った本債券のいずれかの償還を怠ったときは、当該償還期日（当日を含まない。）からかかる本債券の償還が実際に行われる日（当日を含む。）までの期間中の実日数につき、本債券の未償還残高について上記「2 募集要項 - <第7回円貨債券> - 利率」に定める利率による利息（年365日の日割計算による。）を日本円で支払う。しかしながら、その期間は、財務代理人（機構の業務規程における支払代理人の資格において行為する。）が、その受領した本債券全額の償還のための必要資金を関係する機構加入者（機構の業務規程において定義されるもので、以下「機構加入者」という。）に配分する日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が機構の業務規程のもとで実行可能でない場合は、当該期間は財務代理人が下記「5 元利金支払場所」に従い公告を行った日から起算して14日を超えない。

<第8回円貨債券>

本債券の未償還残高には、上記「2 募集要項 - <第8回円貨債券> - 利率」に定める利率（年利）で利息が付される。

本債券の利息は2025年10月31日（当日を含む。）からこれを付し、毎年4月30日および10月30日の年2回、おのおのその日（当日を含む。）までの6カ月分を日本円で後払いする。かかる6カ月以外の期間の利息は、年365日の日割計算により、当該期間中の実日数につきこれを支払う。

本債券の利息は、償還後はこれを付さない。ただし、韓国が償還期日に債券の要項に従った本債券のいずれかの償還を怠ったときは、当該償還期日（当日を含まない。）からかかる本債券の償還が実際に行われる日（当日を含む。）までの期間中の実日数につき、本債券の未償還残高について上記「2 募集要項 - <第8回円貨債券> - 利率」に定める利率による利息（年365日の日割計算による。）を日本円で支払う。しかしながら、その期間は、財務代理人（機構の業務規程における支払代理人の資格において行為する。）が、その受領した本債券全額の償還のための必要資金を関係する機構加入者（機構の業務規程において定義されるもので、以下「機構加入者」という。）に配分する日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が機構の業務規程のもとで実行可能でない場合は、当該期間は財務代理人が下記「5 元利金支払場所」に従い公告を行った日から起算して14日を超えない。

4【償還の方法】

（1）満期償還

<第5回円貨債券>

本債券は、事前に償還または買入消却されない限り、2027年10月29日に本債券の金額の100%で償還される。

債券の要項に別段の定めがある場合を除き、韓国は、本債券の元金または利息の全部または一部をその期日前に償還または弁済することはできない。

<第6回円貨債券>

本債券は、事前に償還または買入消却されない限り、2028年10月30日に本債券の金額の100%で償還される。

債券の要項に別段の定めがある場合を除き、韓国は、本債券の元金または利息の全部または一部をその期日前に償還または弁済することはできない。

< 第 7 回円貨債券 >

本債券は、事前に償還または買入消却されない限り、2031年 1 月30日に本債券の金額の100%で償還される。

債券の要項に別段の定めがある場合を除き、韓国は、本債券の元金または利息の全部または一部をその期日前に償還または弁済することはできない。

< 第 8 回円貨債券 >

本債券は、事前に償還または買入消却されない限り、2035年10月30日に本債券の金額の100%で償還される。

債券の要項に別段の定めがある場合を除き、韓国は、本債券の元金または利息の全部または一部をその期日前に償還または弁済することはできない。

(2) 買入消却

韓国は、適用ある法令または機構の業務規程に別段の規定がある場合を除き、市場等において、いかなる価格でも本債券を随時買い入れ、これを消却することができる。

5【元利金支払場所】

本債券の元金および利息の支払は、財務代理人（機構の業務規程における支払代理人の資格において行為する。）により本債権者に対して、当該本債権者が機構加入者である場合には直接に、またその他の場合には当該本債権者が振替法および機構の業務規程に基づいて本債券を記録させるためにその口座を開設した関係する口座管理機関（機構の業務規程において定義される。）を通じて行われる。上記にかかわらず、財務代理人（機構の業務規程における支払代理人の資格において行為する。）が韓国から受領した本債券の元金または利息の支払に必要な資金を、関係する機構加入者に対して配分した時点で、韓国は、債券の要項に基づく一切の支払義務から免責される。

本債券の元金または利息の支払期日が日本国東京都における銀行休業日にあたるときは、本債権者は、日本国東京都における翌銀行営業日まで期日の到来した金額の支払を受ける権利を有さず、また、かかる支払の繰延べに関して追加利息その他の支払を受ける権利を有しない。

いずれかの支払期日に支払われるべき本債券の元金または利息の全額が当該期日後に財務代理人（機構の業務規程における支払代理人の資格において行為する。）によって受領された場合には、財務代理人は実行可能な限り速やかに、ただし財務代理人（機構の業務規程における支払代理人の資格において行為する。）による当該金額の受領後14日以内にその旨ならびに本債権者に対する支払日および支払の方法を公告する。当該受領の時点で当該支払の方法もしくは支払日（またはその双方）を決定することができない場合、財務代理人は本債権者に対して当該受領ならびに決定された範囲内での当該支払の方法および/または支払日を公告し、後日、当該支払の方法および/または支払日について、その決定後速やかに公告を行う。当該公告にかかる一切の費用は、これを韓国の負担とする。

6【担保又は保証に関する事項】

(1) 本債券の地位

本債券は、韓国の十分な信頼と信用をかけて誓約される、韓国の直接、一般、無条件かつ非劣後の対外債務（以下に定義する。）を構成する。本債券は、本債券相互間で優先劣後することなく、また韓国の他のすべての非劣後の対外債務と同順位となる。本規定は、韓国が本債券に基づく支払を韓国のいずれか他の

対外債務に基づいて行われる支払と比例的に行うことを要求していると解釈されてはならないことが了解されている。

(2) 担保設定制限

本債券のいずれかが未償還である場合、韓国は、韓国の公的対外債務（以下に定義する。）に対するいずれかの担保として、韓国の資産についていかなる担保権（以下に定義する。）も設定せず、またはこれを存在させない。ただし、本債券が当該公的対外債務と同等かつ比例的に担保される場合はこの限りでない。なお、韓国は以下の担保権についてはこれを設定し、またはこれを存在させることができる。

- (a) 財産もしくは資産（または財産もしくは資産に係るいずれかの持分）の購入、改良、建設、開発または再開発時において、当該財産もしくは資産の購入、改良、建設、開発または再開発の費用の支払のための担保に限定される場合の、かかる財産または資産に対する担保権（ただし、(1)かかる担保権は韓国のその他の資産または収益には及ばず、また(2)建設の場合、担保権は建設のための未改良の不動産に及ぶことがある。）。
- (b) プロジェクトの取得、建設もしくは開発の費用の全部または一部の資金調達のために生じた公的対外債務を担保する担保権。ただし、(1)当該公的対外債務に係る債権者が返済主要原資として当該プロジェクトの資産および収益に責任を限定する旨の責任財産限定特約に明示的に同意し、かつ(2)かかる担保権が設定される財産が当該プロジェクトの資産および収益のみで構成される場合に限る（ただし、建設の場合、担保権は建設のための未改良の不動産、および当該公的対外債務を発生させる募集の手取金がかかる建設に関して使用されるまで一時的に預け入れられる信託口座に及ぶ場合がある。）。
- (c) 1年以内に満期となる公的対外債務を担保するために韓国の借入活動の通常の過程において発生する担保権。
- (d) 取得時に（またはかかる取得の前に締結された契約に基づいて取得後に発生し、かつかかる取得を意図していないもの。）財産または資産のいずれかの上に存在し、かかる担保権の延長および更新が、その対象となる元の財産または資産に限定され、元の担保融資の延長もしくは更新を担保する担保権。
- (e) 上記の(a)または(c)に基づいて認められる公的対外債務の更新、延長もしくは借換えにより生じる担保権。ただし、当該公的対外債務の元本金額が増加しない場合に限る。
- (f) (1)訴訟手続に関連して生じる差押え、留置もしくは同様の法的手続によって生じる担保権で、その執行または他の強制が実際に停止され、被担保債権が適切な手続によって誠実に争われている場合、または(2)上記(1)において言及される担保権の財産からの解除に関連して交付された証書に基づく償還義務を担保する担保権。ただし、(1)および(2)のそれぞれにおいて、かかる担保権がその設定から1年以内に解除または免除される場合に限る。
- (g) 本債券の発行日において存在する担保権。
- (h) 法の適用により発生する担保権。ただし、韓国は公的対外債務を担保することのみを目的としてかかる担保権を設定することはできない。

本「6 担保又は保証に関する事項」および下記「12 その他 - (4)」において、次の用語は以下に定める意味を有する。

「対外債務」とは、韓国が借入れた金銭および他者が借入れた金銭に関して韓国により付与された保証に関する韓国のすべての義務で、その条件またはその所有者の選択により大韓民国の通貨以外のいずれかの通貨で支払われるべきものをいう。

「担保権」とは、先取特権、質権、抵当権、信託証書、物上担保もしくはその他の負担または実質的に担保権を構成する効果を有するその他の優先的取決めをいう。

「公的対外債務」とは、債券、ノート、ディベンチャーまたはその他の有価証券で、いずれかの証券取引所もしくはその他の証券市場において建値され、上場されもしくは売買されているか、またはそれが意図されていたものをいう。疑義を避けるためにいうと、韓国により発行される本債券のような無券面の債券による対外債務であって、かつ振替制度に基づいて取引されるものは、本定義の要件を満たすものとする。

韓国銀行の外貨準備は、大韓民国の公的総外貨準備の実質的にすべてを示している。韓国銀行は独立した組織であるため、韓国は、韓国銀行が保有する外貨準備は本債券における担保設定制限条項の対象になっておらず、韓国銀行は将来、本債券に基づいて支払われるべき金額を担保することなく、かかる外貨準備によって担保される公的対外債務を負う可能性があると考えている。

本「6 担保又は保証に関する事項 - (2)担保設定制限」に基づき本債券に担保権が提供される場合には、韓国は、本「6 担保又は保証に関する事項 - (2)担保設定制限」および適用法令に従い、本債権者のために、かかる担保権の設定および対抗要件具備のために必要な一切の措置および手続をとり、またはとらしめなければならない。かかる担保権が設定され対抗要件が具備された場合、韓国は、下記「11 公告の方法」に従い、かかる担保権が本「6 担保又は保証に関する事項 - (2)担保設定制限」および適用法令に従い本債権者のために適法かつ有効に設定され、かつ対抗要件を具備した旨を記載した公告を本債権者に対して行う。かかる担保権の設定、対抗要件具備、維持および実行に要する一切の費用（上記の公告に関する費用を含む。）は、これを韓国の負担とする。

7【債券の管理会社の職務】

本債券については、債券の管理会社は設置されない。

財務代理人の職務

財務代理人は、債券の要項、財務代理契約および機構の業務規程に定める義務を履行し、職務を行う。財務代理人は、韓国の代理人としてのみその職務を行うものとし、本債権者に対していかなる義務をも負担せず、また、本債権者との間で代理関係または信託関係を有するものではない。債券の要項が添付された財務代理契約の写しは、本債券の償還期日から1年が経過するまで、財務代理人の本店に備え置き、財務代理人の通常の営業時間内に本債権者の閲覧に供され、本債権者はこれを謄写することができる。謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

8【債権者集会に関する事項】

債権者集会に関する事項は、債券の要項に規定されている。かかる規定の内容は、以下のとおりである。

本債券の総額（償還済の額を除く。）の10分の1以上に当たる本債券を有する本債権者が、共同もしくは単独で、債権者集会の目的である本債権者の利害に関する事項および招集の理由を示して韓国を代理する財務代理人に対しその本店において債権者集会の招集を書面で請求し、かつ直近上位機関（機構の業務規程において定義される。）が発行した当該本債権者による本債券の保有を証明する証明書（以下「保有証明書」という。）を韓国を代理する財務代理人に対しその本店において提示した場合、または韓国が債権者集会の招集を必要と認めた場合は、韓国は、債権者集会開催予定日の少なくとも35日前までに財務代理人に対して書面の通知をすることにより、本債権者の利害に関する事項（債券の要項のいずれかの規定の修正または債券の要項に関する行為を含む。）を審議するため債権者集会を招集する。ただし、かかる修正には韓国の同意を要する。

債権者集会の招集は、開催日の少なくとも21日前までに本債権者に対して公告することによって行う。韓国はまた、本債権者に対して、当該招集の旨を機構の業務規程に従い機構を通じて通知することができる。債権者集会は、日本国東京都において開催される。

本債権者は、本人または代理人により債権者集会に出席することができる。本人または代理人によって当該集会に出席しない本債権者は、韓国もしくは韓国を代理する財務代理人が定める規則に従って、または財務代理人が指示するところに従って、上記の招集公告において定められた事項を記載した書面を提出することにより、または当該書面に記載すべき事項を電子的方法により提供することにより、その議決権を行使することができる。かかる書面または電子的方法により行使された議決権の額は、出席した本債券議決権者（以下に定義する。）の議決権の額に算入される。当該集会において、各本債権者は、その保有する本債券の総額（償還済の額を除く。）に応じて議決権を有する。ただし、そのためには当該集会の開催日の少なくとも7日前までに、および開催日当日においても、韓国を代理する財務代理人に対して保有証明書が提示されなければならない。さらに、当該本債権者は、当該保有証明書を当該本債権者の直近上位機関に返還するまでは、本債券の振替の申請または抹消の申請をすることができない。韓国は、その代表者を当該集会に出席させ、当該集会においてその意見を表明させることができる。

韓国は、韓国を代理する財務代理人が債権者集会の招集および議事の進行のために必要な手続をとるようにさせる。

債権者集会における決議（下記のただし書に規定する事項に係るものを除く。）の採択には、議決権を行使することのできる本債権者（以下「本債券議決権者」という。）で、かつ当該集会に出席した者の議決権の総額の2分の1を超える議決権の所有者の賛成票決を要する。ただし、（ ）本債券の全部についてする、その支払の猶予、その債務もしくはその債務の不履行によって生じた責任の免除または和解（下記（ ）に掲げる事項および以下の段落において規定するいずれかの重要な修正（以下に定義する。）の実施を除く。）、（ ）本債券の全部についての訴訟行為またはこれに準ずる手続、ならびに（ ）債権者集会で決議する事項についての決定を委任するため債権者集会決議により選任される本債権者の1名または2名以上の代表者（かかる者はそれぞれ本債券の総額（償還済の額を除く。）の1,000分の1以上に当たる本債券を保有していなければならない。）（以下「代表債権者」という。）もしくは債権者集会の決議を執行するために債権者集会の決議によって定められる者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任、またはこれらの者に委任した事項の変更の場合は、その決議の採択は(x)本債券議決権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ(y)当該債権者集会に出席した本債券議決権者の議決権の総額の3分の2以上の所有者の賛成票決により可決される決議によることを要する。また、韓国の提案に係るいずれかの重要な修正は以下に定めるところにより行われるものとし、かかる場合、韓国は当該重要な修正の内容の実行について機構の業務規程上のその取扱いに関する助言を財務代理人から徴しなければならない。

韓国により日本で発行された債務証券（本債券を含み、以下「債務証券」という。）の条項および条件に対する韓国の提案に係る重要な修正は、以下の3つの方法（以下、それぞれを「変更方法」という。）の1つにより債務証券の所有者の集会において票決により債務証券の所有者により承認されうる。

- (a) 重要な修正の提案の対象となるあるシリーズ（以下に定義する。）の債務証券の所有者による同一シリーズ修正（以下に定義する。）案に係る方法。
- (b) 重要な修正の提案の対象となる2以上のシリーズの債務証券の所有者による票決で、その投票が決議要件充足決定の目的上合算される単一合算票決クロス・シリーズ修正（以下に定義する。）案に係る方法。
- (c) 重要な修正の提案の対象となる2以上のシリーズの債務証券の所有者による票決で、その投票が(x)一括して合算決議要件を充足し、かつ(y)クロス・シリーズ修正（以下に定義する。）案の対象となる各シリーズの債務証券毎にそれぞれ個別の決議要件を充足することを要する2階層票決クロス・シリーズ修正（以下に定義する。）案に係る方法。

上記において、

「シリーズ」とは、同一の条項および条件を有する債務証券で、その最初の発行日に発行されたもの、ならびにそのそれぞれ相互および最初の発行に関して（ ）発行日、発行価格および初回支払日を除きすべての点で同一で、かつ（ ）統合され、同一のシリーズを構成すると明記されている追加発行された債務証券（もしあれば）をいう。

「重要な修正」とは、次のいずれかの修正をいう。()債務証券についていずれかの金額が支払われるべき日を変更すること、()債務証券の元本金額を削減すること、()債務証券の利率を引下げること、()債務証券に係る支払金額の算定方法を変更すること、()債務証券に係る支払金額の通貨もしくは支払地を変更すること、()債務証券に係る韓国の支払義務を修正すること、()債務証券の債務者の同一性を変更すること、()同一シリーズ修正、単一合算票決クロス・シリーズ修正もしくは2階層票決クロス・シリーズ修正の決議要件を変更すること、()「一律適用」(以下に定義する。)もしくは「重要な修正」の定義を変更すること、()すべての債務証券を韓国もしくはその他の者の別の債務もしくは証券と交換もしくは代替を実施し、もしくはこれらに転換すること、または()債務証券の条項および条件における法的順位、準拠法、裁判管轄合意もしくは裁判権免除の放棄に係る各規定を変更することをいう。

「同一シリーズ修正」とは、同一のシリーズの債務証券の条項および条件(債券の要項を含む。)に対する修正のうち、重要な修正を構成するかまたは含むものをいい、韓国の書面による同意および(x)当該シリーズの債務証券の議決権の保有者(以下「債務証券議決権者」という。)により保有される議決権の総額の5分の1以上で、かつ(y)集会に出席した当該シリーズの債務証券議決権者により保有される議決権の総額の3分の2以上の保有者による賛成票決の決議により行うことができ、またその将来の遵守を放棄することができる当該修正をいう。

「クロス・シリーズ修正」とは、2以上のシリーズの債務証券の条項および条件(債券の要項を含む。)に対する重要な修正をいう。

「単一合算票決クロス・シリーズ修正」とは、一律適用に係るクロス・シリーズ修正で、韓国の書面による同意および(x)重要な修正案により影響を受けるすべてのシリーズの債務証券議決権者により保有される議決権の総額の5分の1(合算による。)以上で、かつ(y)関連集会に出席した当該すべてのシリーズの債務証券議決権者により保有される議決権の総額の3分の2(合算による。)以上の保有者による賛成票決により行うことができ、またその将来の遵守を放棄することができる当該修正をいう。

「一律適用」とは、ある重要な修正を通じて、当該修正により影響を受けるすべてのシリーズの債務証券の保有者がその債務証券を(x)同じ新債券もしくは他の対価または(y)債券もしくは他の対価と同一の選択メニューに属する新債券もしくは他の対価と同一条件により交換、転換または代替することを求められる場合の当該修正をいう。なお、以下の場合には、重要な修正が一律適用とはみなされないことが了解されている。当該修正により影響を受けるいずれかのシリーズの債務証券の各保有者で交換、転換または代替する者が、元金額当たりの対価、発生済み・未払利息金額当たりの対価および延滞利息金額当たりの対価それぞれについて当該修正により影響を受けるいずれかのシリーズの債務証券の他の各保有者で交換、転換または代替する者に対して提示される金額と同一金額を提示されない場合(または債券もしくは他の対価の選択メニューが提示されるとき、当該修正により影響を受けるいずれかのシリーズの債務証券の各保有者で交換、転換または代替する者が、元金額当たりの対価、発生済み・未払利息金額当たりの対価および延滞利息金額当たりの対価それぞれについて当該修正により影響を受けるいずれかのシリーズの債務証券の他の各保有者で、当該債券選択メニューにおいて同一の選択権を行使する交換、転換または代替する者に対して提示される金額と同一金額を提示されない場合)。

「2階層票決クロス・シリーズ修正」とは、クロス・シリーズ修正で、韓国の書面による同意および() (x)重要な修正案により影響を受ける各シリーズの債務証券議決権者により保有される議決権の総額の5分の1(個別による。)以上で、かつ(y)関連集会に出席した各シリーズの債務証券議決権者により保有される議決権の総額の2分の1(個別による。)超の保有者による賛成票決ならびに()関連集会に出席した、重要な修正案により影響を受けるすべてのシリーズの債務証券議決権者により保有される議決権の総額の3分の2(合算による。)以上の保有者による賛成票決(合算目的のためにさらに行われるもの)により行うことができ、またその将来の遵守を放棄することができる当該修正をいう。

韓国は、重要な修正案に係る変更方法を選択し、クロス・シリーズ修正案に係る合算票決に含められる債務証券のシリーズを指定する裁量権を有する。ただし、韓国は変更方法を選択し、クロス・シリーズ修正案の対象となる債務証券のシリーズを指定したときは、これらの選定はかかる票決の目的上最終となる。

クロス・シリーズ修正の場合で、その影響を受ける債務証券のシリーズの条項および条件に対して一律適用でない重要な修正を構成するかまたは含むときは、２階層票決クロス・シリーズ修正により実施されなければならない、一方、一律適用となるクロス・シリーズ修正は、韓国の選択により、単一合算票決クロス・シリーズ修正または２階層票決クロス・シリーズ修正のいずれかにより実施することができることが了解されている。

韓国は、異なるシリーズの債務証券にそれぞれ影響する２件以上のクロス・シリーズ修正または１件以上の同一シリーズ修正と共に１件以上のクロス・シリーズ修正を同時に提案することができる。

韓国は、重要な修正に係る本債権者の票決の前に本債権者に対して、以下の情報を財務代理人の本店を通じて閲覧または謄写のために提供するものとし、また機構の業務規程に従い機構を通じて提供することができる。

- (a) 重要な修正案の要請に関連する（韓国の見解による。）韓国の経済および財政状況の説明、韓国の既存債務の説明および広範な政策改革計画および暫定的なマクロ経済の見通しの説明。
- (b) 韓国がその時点で多国間のおよび/または他の主要債権者もしくは債権者グループとの金融支援の取決めおよび/または債務救済に関するいずれかのかかる債権者との合意を締結している場合、(x)かかる取決めまたは合意の説明ならびに(y)多国間のまたは他の債権者の情報開示方針（適用がある場合）の下で認められる場合、その取決めまたは合意の写し。
- (c) 重要な修正案による影響を受けない対外債務証券の韓国の取扱予定およびいずれか他の主要債権者グループに関する韓国の意向の説明。

本「８ 債権者集会に関する事項」に基づいてなされる、またはなされるとみなされる本債権者の決議は、日本国の法令上認められる限りにおいて、当該集会に出席したか否かを問わず、すべての本債権者を拘束し、かかる決議が自動的に執行されない場合、その執行は代表債権者または決議執行者がこれを行う。

本「８ 債権者集会に関する事項」に規定する債権者集会については、韓国または本債権者が債権者集会の議題となる事項に関する提案を行った場合、本債権者全員が書面により、または（韓国が電子的方法による本債権者の同意表明を認める場合には）電子的方法により、かかる提案に対する同意を表明した場合には、本「８ 債権者集会に関する事項」第２段落ただし書の規定（すなわち韓国の同意要件）を条件に、当該提案を承認する決議が債権者集会において採択されたものとみなされる。本段落に従って債権者集会において決議が採択されたものとみなされる場合、韓国は直ちにその旨および当該決議の内容を財務代理人に通知するものとする。

本「８ 債権者集会に関する事項」において、韓国またはその代理機関が保有する本債券（もしあれば）はこれを除外し、未償還でないものとみなす。

本「８ 債権者集会に関する事項」に定める前記の規定にかかわらず、韓国は、以下の目的による債券の要項の修正については本債権者の票決または同意なしにこれを行うことができる。すなわち、（ ）本債権者の利益のための韓国の誓約を追加すること、（ ）韓国に対して付与された本債券に係る権利または権限を放棄すること、（ ）本債券に担保を提供すること、（ ）債券の要項における不明瞭さを正すこと、または債券の要項における瑕疵ある規定を是正、訂正もしくは補足すること、（ ）韓国が決定することがあり、いかなる本債権者の利益にも悪影響を及ぼさない方法で債券の要項の修正を行うこと、または（ ）形式的、重要性のないもしくは技術的な性質の明白な誤謬を是正すること。かかる修正が行われる場合は、すべての本債権者を拘束するものとする。かかる場合、韓国は本債権者に対して下記「１１ 公告の方法」に従い遅滞なくその旨を公告しなければならない。

本「８ 債権者集会に関する事項」の手續に要する一切の費用は、これを韓国の負担とする。

9【課税上の取扱い】

(1) 税制変更による追加額の支払

本債券についての元金および利息の一切の支払は、韓国により、大韓民国またはそのいずれかの行政下部組織により課される現在もしくは将来の租税を源泉徴収もしくは控除されることなく行われる。ただし、法律により別段の定めがある場合はこの限りでない。かかる場合、韓国は、かかる源泉徴収または控除がなければ本債権者が受領することのできたはずの金額と同じ金額を本債権者が受領することができることを確保するために必要な追加額（以下「追加額」という。）を支払う。

ただし、本債権者が以下のいずれかの場合に該当することにより大韓民国の租税を支払う義務がある場合、韓国は追加額を支払わない。

- (a) 当該本債権者が、単に本債券を所有すること、または本債券に係る所得もしくは支払を受領すること以外で、大韓民国と関係を有している場合
- (b) 当該本債権者が当該本債権者の国籍、居住、身元または大韓民国もしくはその行政下部組織もしくは課税当局との関係に関する証明またはその他の報告義務を遵守せず、かつ大韓民国またはその行政下部組織もしくは課税当局が大韓民国の源泉徴収税の減免の前提条件として当該報告義務の遵守を要求している場合（ただし、(1)機構の振替制度上実行可能な当該義務遵守手続が設定されており、かつ(2)当該本債権者が当該義務を適時に遵守できるように当該義務適用に係る最初の支払予定日前に相当な周知期間が置かれているときに限る。）
- (c) （下記「12 その他 - (2)」に定める状況において本債券の債券（以下「本債券の債券」という。）が発行されるときにおいて）当該本債権者が、支払期日から30日以内に当該本債権者が保有する本債券の債券（または利札）を支払のために呈示しなかった場合

韓国は、元金または利息の支払からの控除または源泉徴収により支払われる租税を除き、本債券に係る租税について追加額を支払わない。韓国が追加額を支払わない種類の租税の例には、遺産税または相続税、贈与税、売上税または譲渡税、動産税または同種の租税、負担金またはその他行政機関の賦課金が含まれる。韓国は、財務代理契約の締結または本債券の発行に関連して大韓民国、日本国または当該両国のいずれかの行政下部組織もしくは課税当局により課されることのある印紙税またはその他類似の租税を支払う。請求があった場合、韓国は、本債券の支払から源泉徴収または控除された大韓民国の源泉徴収税の支払を証明する正式な領収書（またはそれに相当するその他の書類）の写しを本債権者に提供する。

本書第一部（本「9 課税上の取扱い - (1)」を除く。）において本債券の元金または利息には、本「9 課税上の取扱い - (1)」により支払われることのある本債券にかかる追加額を含むものとみなす。

(2) 韓国の租税

以下の概要は、本書の日付現在有効な韓国税法以外の法律について説明することを意図したものではない。以下の韓国の税務上の考慮事項の概要は、次のいずれにも該当しない場合、発行者の債券（本債券を含む。）の保有者に適用される。

- ・ 大韓民国の居住者
- ・ 大韓国内に所在する登録本店もしくは主要事務所を有する法人または大韓民国で有効な管理が行われている法人
- ・ 関連所得がそれに帰せられるかまたは関連所得がそれに実質的な関連を有する恒久的施設または固定的施設（以下「恒久的施設」という。）を通じて大韓民国国内における取引または事業に従事している者

韓国の租税特例制限法（以下「租税特例制限法」という。）では、発行者が大韓民国国外で発行し、非居住者が所有する外貨建債券に係る利息および一定の手数料に対する個人所得税および法人所得税は免除される。この文脈における「大韓民国国外で発行された外貨建債券」の用語は、租税特例制限法では定義

されていない。しかし、税務当局による公権的解釈では、租税特例制限法に基づく「海外発行」とは、非居住者が債券投資家である場合の外貨建債券の発行に関して海外で行われる、投資報告書の提出および受領、支払手続き、投資推奨、公募、私募、公募による売付け、引受、債券の勧誘および契約の締結などの一連の行為と定義されている。さらに、2023年1月1日以降、国債法に基づき国債とみなされる債務証券に係る韓国による利息の支払は、債務証券の利息の支払を受ける非居住者が納税地を（大韓民国で）管轄する税務署長に非課税の申請書を提出した場合には、韓国の所得税の課税対象とはならない。

現在の韓国税法のもとでは、大韓民国国内に恒久的施設を有しない非居住者による別の非居住者に対する債券の譲渡（かかる非居住者の大韓民国国内の恒久的施設に対するものである場合を除く。）による所得は、韓国の課税対象とはならない。さらに、大韓民国国外で行われた債券の譲渡により大韓民国国内で非居住者が得た所得も、かかる債券が租税特例制限法上の大韓民国国外で発行された外貨建債券である場合には、租税特例制限法に基づき現在韓国の課税対象となっていない。さらに、2023年1月1日以降、非居住者が国債法に基づき国債とみなされる債務証券を売却して得た所得は、債務証券を売却した当該非居住者が納税地を（大韓民国で）管轄する税務署長に非課税の申請書を提出した場合には、韓国の所得税の課税対象とはならない。韓国の居住者または韓国法人（または非居住者もしくは非韓国法人の大韓民国国内の恒久的施設）に対してかかる債券が大韓民国国内で譲渡された場合、当該譲渡による実現利益は、適用のある租税条約上非課税とされない限り、韓国の通常の源泉徴収税率による課税の対象となる。

相続税および贈与税

相続の発生時に被相続人が大韓民国に居住しているか、または相続される財産が大韓民国国内に所在する場合、相続税を課せられる。贈与税は、一般的に贈与時に受贈者が大韓民国国内に居住しているか、または贈与により取得される財産が大韓民国国内に所在する場合に課せられ、受贈者が贈与税を支払わない場合、贈与者が贈与税を支払う義務を負うことがある。現時点において大韓民国は相続税および贈与税に関する租税条約を締結していない。

大韓民国の相続税および贈与税を決定する際に、韓国が発行した債券は、その実際の所在地または所有者にかかわらず、大韓民国国内に所在する財産とみなされる。

印紙税

大韓民国において作成された一部の書類にかかる名目的な印紙税を除き、債券の発行に関し、大韓民国において債券所持人により支払われるべき印紙税、発行税または登録税はない。

本債券への投資を検討する者は、いずれの場合においても、本債券への投資に関する各投資家の状況に応じた個別具体的な課税関係について、自身の税務顧問に相談すべきである。

(3) 日本の租税

本債券に投資した場合の日本国における現行の課税上の取扱い、以下のとおりである。

本債券の利息は、現行の税法の定めるところにより、一般に利子所得として課税される。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本債券の利息は、当該利息額に所得税および復興特別所得税の合計15.315%の税率（日本国の居住者の場合は他に住民税5%が加算され、20.315%の税率）を適用して源泉徴収が行われる。日本国の居住者が支払を受ける本債券の利息は上記税率による申告分離課税の対象とされているが、申告不要制度の適用を選択することも可能であり、かかる選択を行った場合は日本国の居住者の利子所得に係る課税関係は源泉徴収によって完了する。

内国法人の場合は、本債券の利息はその課税所得に含められ法人税の対象となるが、上記税率による源泉徴収額を一定の制限のもとで法人税額から控除することができる。

日本国の居住者が取得する本債券の譲渡（償還を含む。）益は上記の20.315%の税率による申告分離課税の対象となり、本債券に係る利子所得および譲渡損益は一定の条件のもとに上場株式等を含む一定の他の有価証券に係る利子・配当所得および譲渡損益との損益通算が可能となっており、その年に損益通算しても控除しきれない金額については翌年以後3年間の繰越控除が認められる。

内国法人の場合は、本債券の譲渡（償還を含む。）損益は、法人税および住民税の課税所得の計算に算入される。

本債券への投資を検討する者は、いずれの場合においても、本債券への投資に関する各投資家の状況に応じた個別具体的な課税関係について、自身の税務顧問に相談すべきである。

10【準拠法及び管轄裁判所】

（ ）韓国による本債券の発行に関する授權ならびに（ ）上記「6 担保又は保証に関する事項」に規定する担保権の設定、効力および実行可能性に関する事項にかかるもの（これらは大韓民国法の適用を受ける。）を除き、本債券ならびに本債券に基づいて生じる本債権者を含む全当事者の一切の権利および義務は、すべて日本国の法律に準拠し、かつこれに従って解釈されるものとする。

債券の要項において別段の定めがある場合を除き、本債券に基づく義務の履行地は日本国東京都とする。

本債券もしくは債券の要項に起因または関連する韓国によるまたは韓国に対する一切の訴訟その他の裁判上の手続は、東京地方裁判所および当該訴訟その他の裁判上の手続について適用ある日本法上かかる裁判所からの上訴を審理する権限を有する日本国の他の裁判所に提起することができ、韓国は、当該裁判所の管轄権に服することに明示的かつ無条件に取消不能の形で合意する。韓国に対するかかる訴訟その他の裁判上の手続は、当該訴訟その他の裁判上の手続を審理する権限を有する大韓民国における裁判所においてもこれを提起することができる。韓国は、法令上最大限認められる限りにおいて、かかる訴訟その他の裁判上の手続において現在または将来享受しうるすべての免除（主権免除または訴状その他の裁判上の手続の送達、判決の取得、判決前の差押、判決後の差押、判決の執行もしくはその他の手続からの免除であるか否かを問わない。）を取消不能の形で放棄し、かつ、かかる免除の申立てを行わないことに合意する。疑義を避けるため付言すると、本「10 準拠法及び管轄裁判所」に規定する主権免除の放棄には、（ ）1961年に調印された外交関係に関するウィーン条約に定義される現在または将来の「使節団の公館」、（ ）1963年に調印された領事関係に関するウィーン条約に定義される「領事機関の公館」および（ ）金銭以外のその他の財産または資産（軍隊、政府もしくは公的目的のための財産または資産を含む。）に関する免責の放棄は含まれないものとする。

韓国は、本債券または債券の要項に起因または関連して日本国において提起されることのある一切の訴訟その他の裁判上の手続につき、訴状またはその他の裁判上の書類を受領する韓国の権限ある送達受取人として日本国東京都の大韓民国大使館のその時々参事官（財政経済官）を指名し、送達を受けるべき場所として日本国東京都の大韓民国大使館のその時々住所（現住所：〒106-0047 日本国東京都港区南麻布一丁目2番5号）を指定する（ただし、本「10 準拠法及び管轄裁判所」に定めるかかる指名および指定ならびにそれに伴う義務の履行は、訴状送達に関する日本国の法令が訴状送達代理人制度に法的効力を与えることを条件として効力を有するものとする。）。韓国は、随時、かつ本債券のいずれかが未償還である限り、当該指名および指定を完全に効力あらしめ、またかかる効力を維持させるために必要な一切の行為（一切の書類および証書の作成および提出を含む。）をなすことに合意する。かかる代理人がなんらかの理由によりかかる権限ある送達受取人としての職務を遂行することが不可能となった場合には、韓国は、直ちに日本国東京都に所在する後任の権限ある送達受取人を指名し、かつ、当該指名を効力あらしめるために必要な一切の行為をなすことを約束する。かかる場合、韓国は、可及的速やかに財務代理人に対しかかる後任の送達受取人の指名につき書面により通知し、かつその旨を本債権者に対して公告する。

本「10 準拠法及び管轄裁判所」の規定は、本債権者が韓国に対して、適用ある法令に基づき管轄権を有する裁判所に訴訟またはその他の裁判手続を提起する権利、また法令により認められている方法で訴状その他の裁判上の書類の送達を行う権利に影響を与えるものではない。

11【公告の方法】

本債券に関する一切の公告は、日本国の官報（韓国が選択する場合。）ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊紙に各1回これを行う。各本債権者に対する直接の通知は、これを要しない。韓国が行うべき公告は、韓国の請求があった場合に、韓国の費用負担により、韓国に代わって財務代理人がこれを行う。

上記にかかわらず、当該公告に係る通知情報の内容を機構の業務規程により運営される社債情報伝達サービスに係る手続を通じて本債権者に伝達することが認められる場合で、かかる通知が同手続に従って行われたときは、当該通知は本「11 公告の方法」に従ってなされた公告であるとみなされる。また、その場合、機構が機構加入者に対してかかる通知を行った日（その日を含む。）から10営業日目に当該公告がなされたものとみなされる。当該通知は、韓国の費用負担により、韓国の責任でこれを行う。

12【その他】

（1）本債券は、分割または併合はしない。

（2）本債券の債券は、本債権者が、振替法のもとに定める例外的な場合に本債券の債券の発行を請求しうる場合を除き、発行されない。本債券の債券が発行される場合、当該発行に要する一切の費用はこれを韓国の負担とする。かかる請求により発行される本債券の債券は、無記名式かつ支払期日未到来の利札付に限るものとし、本債権者は、本債券の債券につき記名式への変更または分割もしくは併合を請求することはできない。本債券の債券が発行される場合、本債券の元利金の計算および支払方法、本債券に基づき発生する権利の本債権者による行使および本債券の譲渡ならびに本債券に関するその他一切の事項には、その時点で適用ある日本国の法令および日本における現物債に関するその時点の市場慣行が適用される。債券の要項とその時点で適用ある日本国の法令および日本におけるその時点の一般的な市場慣行の間に齟齬がある場合には、かかる日本国の法令および市場慣行が優先する。

（3）本債券の韓国に対する請求に係る消滅時効は、本債券発行時に効力を有する大韓民国の国債法の関連規定（同規定は強行的な性質を有しており、本債券に適用される。）に基づいて、それぞれ元金については5年、利息については3年とする。

（4）下記の事由（以下「債務不履行事由」という。）のいずれか一つ以上が発生し、継続している場合には、その時点で未償還の本債券の総額の少なくとも25%を保有する本債権者が財務代理人の本店において韓国に対して書面による通知（かかる通知には、保有証明書の添付を要する。）を行うことにより、すべての本債券およびその経過利息は期限の利益を失い、直ちに支払われることとなる。ただし、当該本債権者は、債券の要項に対するいずれかの重要な修正に関する事項を審議するための債権者集会招集に関連する公告の掲載日（当日を含む。）から（ ）いずれかの変更方法により開催される関連集会（延会を含む。）において採択された決議内容の効力発生もしくは実行日または（ ）重要な修正案が確定的に否決された日（それぞれ当日を含む。）までの期間中は上記通知または本「12 その他 - (4)」に規定するその他の通知を行うことができない。

（a）韓国が支払期限到来時において本債券に係る利息を支払わず、かかる支払不履行が30日間継続するとき。

（b）韓国が本債券（債券の要項を含む。）における誓約または合意のいずれかを履行しないかまたはこれに違反し（不払いを除く。）、その時点で未償還の本債券の総額の少なくとも10%を保有する本債権者によりかかる不履行についての書面による通知が財務代理人の本店において韓国に対して交付された（かかる通知を行う際、当該本債権者は財務代理人の本店において保有証明書を提示しなければならない。）後60日間継続するとき。

(c) 韓国が、

() 元本総額30,000,000米ドルもしくは他の通貨によるその相当額超の公的対外債務（韓国による保証を構成する公的対外債務を除く。）の支払を支払期限（満期、いずれかの債務不履行事由を理由とする期限の利益の喪失もしくはその他によるかを問わない。）において怠り、かかる支払期限の徒過が適用ある猶予期間を超えて継続するとき、または

() 元本総額30,000,000米ドルもしくは他の通貨によるその相当額超の韓国による保証を構成する公的対外債務の支払を支払期限（満期、いずれかの債務不履行事由を理由とする期限の利益の喪失もしくはその他によるかを問わない。）において怠り、かかる支払期限の徒過が(A)適用ある猶予期間もしくは30日間のいずれか長い期間の満了または(B)公的対外債務のいずれかの債権者による当該公的対外債務の期限前償還のいずれか早い方まで継続するとき。

(d) 公的対外債務の支払について大韓民国がモラトリアムを宣言したとき。

上記通知が財務代理人によりその本店で受領されたとき、かかる日の前までに当該債務不履行事由のすべてが治癒されなかった場合には、すべての本債券は直ちに期限の利益を喪失し、当該受領の日（当日を含む。）までの経過利息とともに本債券の金額で支払われる。

() 債務不履行事由のいずれかが発生しているか、または() 時間の経過もしくは通知の付与またはその双方により債務不履行事由のいずれかを構成することとなる事態が存在する場合には、韓国は、直ちに、または上記() の場合にはかかる事態が韓国の知るところとなった時点で直ちに、財務代理人に当該事由または事態を通知し、直ちに本債権者に対して当該事由または事態を公告しなければならない。ただし、上記() の場合、当該事態が関連する猶予期間内に治癒されると韓国が合理的に考える場合には、当該公告を行うことを要しない。本「12 その他 - (4)」において、当該事由または事態が上記(b)から(d)までに掲げる債務不履行事由のいずれかに関連しており、かつすべての本債権者に対する直接の通知が機構の業務規程上認められる場合は、かかる直接の通知を以って、当該事由または事態の公告に代えることができる。

本「12 その他 - (4)」に基づく手続に要する一切の費用は、これを韓国の負担とする。

(5) 本債券の債券原簿は、財務代理人が韓国に代わりこれを作成の上管理し、財務代理人の本店に備え置く。

(6) 本債券の元金もしくは利息または債券の要項に基づき支払われるべきその他の金額の支払を命ずる判決または命令がいずれかの裁判所により下されまたは発せられ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨で表示されている場合は、当該判決または命令に関して本債権者が当該通貨で受領または回収した金額は日本円で受領または回収した限度でのみ韓国の債務履行となるものとし、韓国は、本債権者に対し、() かかる判決もしくは命令またはその一部のために日本円により表示された金額が当該他の通貨に換算された日または換算されたものとみなされた日と() かかる判決もしくは命令またはその一部の執行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。いずれかの適用法による許容範囲において、上記の約束は、韓国の他の債務から独立した別個の債務であり、韓国に対する別個かつ独立の請求原因となり、いずれかの本債権者がその時々履行を猶予したか否かを問わず適用され、また、何らかの判決または命令にかかわらず引き続き完全に有効に存続する。

(7) 韓国は、本債権者の同意を得ることなく、発行日、発行価格および利息の初回支払を除くすべての点で債券の要項と同一の条項および条件を有する追加の債券を随時創設し発行することができる。このようにして発行された追加の債券は、本債券と統合され、本債券と同一のシリーズを構成する。ただし、当該統合がその時点における機構の業務規程によって認められ、かつ財務代理人によるその実施が実務上実行可能である場合に限る。

第2【売出債券に関する基本事項】

該当事項なし

第3【資金調達の目的及び手取金の使途】

本債券の発行純手取金は、外国為替取引法に基づき設定および管理される外国為替平衡基金の一部となり、同法に規定される下記の目的のために使用される予定である。

- ・ 外国通貨の売買；
- ・ 韓国銀行、外国政府、外国中央銀行もしくはその他の大韓民国内外の金融機関に対する預入れまたは貸付；
- ・ 政府が予備費または追加補正予算により返済するまで、外国為替業務取扱認可を受けた大韓民国の機関に生じかつ政府がその支払を保証した外貨建債務について政府に代わって行う一時的支払；
- ・ 韓国銀行、外国為替業務取扱認可を受けた大韓民国の機関または外国金融機関が外国為替取引に関連して負った債務の保証；
- ・ デリバティブ取引の実施；または
- ・ 外国為替業務取扱認可を受けた大韓民国の機関への外国為替平衡基金の管理の委託。

第4【法律意見】

大韓民国における韓国の法律顧問である金・張法律事務所より、次の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (a) 本債券の発行および発行登録追補書類の関東財務局長に対する提出は、韓国により適法かつ有効に授權されている。
- (b) 発行登録追補書類に記載された本債券の予定された募集および発行は、大韓民国の憲法およびその他の適用ある法律のいかなる規定にも違背しない。
- (c) 発行登録追補書類（当該書類に記載された参照書類を含む。）中の大韓民国の法律事項に関するすべての記載は、すべての重要な点において真実かつ正確である。

第5【その他の記載事項】

最近の展開

以下の情報は、以下の見出しに対応する、2025年6月30日に提出された韓国の2024年12月31日終了年度にかかる有価証券報告書（その後の訂正を含み、以下「2024年度有価証券報告書」という。）中の見出しの下に記載の韓国に関する情報を補足するものである。本「最近の展開」中で使用されている用語のうち、2024年度有価証券報告書において定義されている用語は、2024年度有価証券報告書において定義された用語と同じ意味を有する。本「最近の展開」中の情報が2024年度有価証券報告書中の情報と異なる場合には、投資家は本「最近の展開」中の情報に依拠すべきである。

経済

国内総生産（GDP）

暫定データによると、2025年上半期における2020年基準連鎖価格によるGDP成長率は0.2%であった。これは主として、2024年上半期と比較して、財およびサービスの輸出が2.8%、民間および一般政府消費総支出が1.2%、それぞれ増加したことによるもので、それらの効果は国内総固定資本形成の4.0%減少と財およびサービスの輸入の3.1%増加によって一部相殺された。

物価、賃金および雇用

暫定データによると、2025年上半期のインフレ率は2.1%、失業率は3.1%であった。

貿易及び国際収支

貿易収支

暫定データによると、韓国は2025年上半期に27.8十億米ドルの貿易黒字を計上した。輸出は、2024年上半期の334.8十億米ドルに対して2025年上半期は334.7十億米ドルと比較的安定していた。輸入は、2024年上半期の311.9十億米ドルから1.6%減少して2025年上半期には306.9十億米ドルとなったが、これは主としてエネルギーおよびコモディティ価格の値下がりによるもので、これは他の主な原材料の単価の値下がりにもつながった。

外貨準備高

2025年8月29日現在の政府の外貨準備高は416.3十億米ドルであった。

国際収支

暫定データによると、韓国の2025年上半期の経常収支黒字は、2024年上半期の40.2十億米ドルから49.4十億米ドルに拡大した。これは主として、所得収支と商品貿易収支の黒字拡大によるもので、それらの効果はサービス収支の赤字拡大によって一部相殺された。

為替相場制度

ソウル・マネー・ブローカレッジ・サービシズ・リミテッドが発表したウォン・米ドル（1米ドルに対するウォン）間の市場平均為替相場は、2025年5月30日現在で1.00米ドル＝1,381.4ウォン、2025年6月30日現在で1.00米ドル＝1,356.4ウォン、2025年7月31日現在で1.00米ドル＝1,382.9ウォン、2025年8月29日現在で1.00米ドル＝1,388.6ウォンおよび2025年9月30日現在で1.00米ドル＝1,402.2ウォンであった。

通貨・金融制度

金融制度

証券市場

韓国総合株価指数は、2025年5月30日現在では2,697.7、2025年6月30日現在では3,071.7、2025年7月31日現在では3,245.4、2025年8月29日現在では3,186.0および2025年9月30日現在では3,424.6であった。

財政

現在、企画財政部が政府予算を作成し、政府の財政を管理している。しかし、2026年1月2日付でかかる責務は国務総理室直属で設置される新たな官庁に移管される予定であり、かかる新設の官庁は企画予算処（以下「企画予算処」という。）と呼ばれる見込みである。

国家財政法のもとで、政府の会計年度は1月1日に開始する。政府は、企画財政部長官（2026年1月2日以降は企画予算処長官）が草案を作成し、韓国大統領が承認した予算を会計年度が開始する120日前までに国会に提出しなければならず、会計年度中いつでも当初予算を修正する補正予算を提出することができる。

発行登録追補目論見書の表紙および表紙裏面の記載事項

本債券に関する発行登録追補目論見書の表紙には、大韓民国の名称および紋章、本債券の名称ならびに共同主幹事会社の名称が記載される。

本債券に関する発行登録追補目論見書の表紙裏面には、以下の文言が記載される。

「第5回大韓民国円貨債券（2025）、第6回大韓民国円貨債券（2025）、第7回大韓民国円貨債券（2025）および第8回大韓民国円貨債券（2025）（以下「本債券」と総称します。）に関して、債券の管理会社は設置されておられません。このため、本債券の債権者（以下「本債権者」といいます。）は、発行者が本債券に基づく義務を履行しない場合など必要な場合には、本債券の元利金の支払を受け、その他自らの権利を保全するための一切の行為を各自で行わなければなりません。財務代理人は、発行者の代理人としてのみその職務を行い、本債権者に対していかなる義務をも負担しませんし、また、本債権者との間で代理または信託関係を有するものでもありません。

本書に記載するとおり、本債券の要項には、発行者の債務再編を目的として本債券の一定の規定の修正が発行者により提案されることがあり、これは3つの方法のうち発行者が選択する1つの方法により、債券の保有者（本債権者を含みます。）の債権者集会の決議により承認されることがある旨を規定しております。詳細については、本書の「第一部 - 第1 - 8 債権者集会に関する事項」をご参照ください。

本債券は、適用ある韓国の法令により許容される場合を除き、大韓国内においてまたは大韓民国の居住者（大韓民国の外国為替取引法、同法施行令およびそれらに基づく規則に定義されます。）に対して、その計算でもしくはその利益のために、直接または間接に、募集し、売付けまたは交付することはできません。」

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）
2025年6月30日に関東財務局長に提出

2【半期報告書】

該当なし

3【臨時報告書】

該当なし

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし

6【外国者臨時報告書】

該当なし

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を2025年10月21日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

該当なし

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし